

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和2年10月8日(木) 13時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室(一部TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

越智 執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他14名

東京電力(株) サイクル技術グループマネージャー 他1名

関西電力(株) 原子燃料部長 他1名

中部電力(株) サイクル戦略グループ 課長

九州電力(株) 原子力設備グループ 副長

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請等に係る面談(※1及び※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・設工認申請対象設備の選定について、新規制基準対応のために追加する設備は、求められる機能の重要性を踏まえて整理すること。また、求められる機能を考慮して対象範囲を整理しつつ、安全上重要な施設以外の設備も含めて、基本設計方針又は仕様表への記載事項を整理すること。
 - ・複数の機器により構成される設備については、個別の機器の範囲が構造図で分かるようにすること。
 - ・設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理について、防護対象施設に含まれる設備は防護設計の対応状況を確認する必要がある。

ることから、基準との関連性を明示するように記載方針を整理すること。

- ・評価項目毎の類型化の検討内容について、評価手法等の種類数と結論としての類型数が明確となるように整理すること。また、その検討に合わせて、基本設計方針での記載内容等についても精査していくこと。
- ・設工認申請の対応状況について、日本原燃で考えている必要な作業のイメージを明確にした上で、作業進捗及び今後の進め方の認識を明確にすること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「第1回設工認申請に向けた対応スケジュール」

「設工認対象設備の選定の考え方」

「機種の設定の考え方とユニット設備の分割記載方法について」

「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」

「技術基準要求事項から設工認添付書類の評価項目の展開について（様式－6、7の整理）」

「設工認の対応状況について」

※1 令和2年10月1日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

※2 令和2年10月6日の面談

「日本原燃(株)及び電気事業連合会との日本原燃再処理施設の審査等に係る面談」